

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領

制定 平成30年 3 月30日付け29農振第2690号
最終改正 令和 8 年 4 月 7 日付け 7 農振第3304号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

} 殿

農林水産省農村振興局長

第 1 趣旨

本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業の内容

- 1 要綱第 2 の 1 の農地整備事業に係る運用は、別紙 1 によるものとする。
- 2 要綱第 2 の 2 の実施計画等策定事業に係る運用は、別紙 2 によるものとする。
- 3 要綱第 2 の 3 の農村環境計画策定事業に係る運用は、別紙 3 によるものとする。

第 3 採択要件

要綱第 2 に掲げる事業の採択要件については、別紙 1 から別紙 3 までに定めるところによるものとする。

第 4 事業の審査

要綱第 7 の 2 の審査については、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがあること。
- 3 食料・農業・農村基本計画又は地域農業の方向に沿ったものであること。
- 4 農地の排水条件等に沿った整備であること。
- 5 水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。
- 6 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 7 用水及び排水の計画基準が適正であること。
- 8 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。

- 9 地域の環境との調和に配慮されていること。

第5 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 26 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに要綱第 7 に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。
 - （1）停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
 - （2）農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

第6 その他

- 1 事業の推進に当たっては、事業の施行に係る地域における各都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区は、農地中間管理機構（以下「機構」という。）等との十分な連携のもと、これまでに蓄積されてきた知識、経験等を活用しつつ、地域の合意形成、事業の推進体制構築、農地の権利調整等に積極的に参画するものとする。
- 2 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 91 条の 2 第 6 項第 1 号（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 22 条の 6 の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）から第 3 号までのいずれかに掲げる者が、法第 87 条の 3 第 7 項（法第 96 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）において準用する法第 87 条第 5 項の規定による事業計画を定めた旨を公告した日（以下「事業計画公告日」という。）から、工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に、法第 91 条の 2 第 6 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する行為をした場合には、補助金の返還措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げるときを除く。
 - （1）土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 26 条第 1 項の規定による告示（他

の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)に係る事業の用又は本事業の計画において予定する用に供する場合
(2)事業施行地域内農用地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。)が補助金を返還させないことを相当と認める場合

(3) 法第 91 条の 2 第 6 項第 1 号のハに該当する場合であつて、次に掲げる全ての条件を満たす場合

ア 当該農地について、引き続き、次に掲げるいずれかを満たすこと

(ア) 事業計画を定めた旨を公告した日以降において、農地中間管理権の設定期間及び機構に農業の経営又は農作業の委託をした期間の合計が 15 年以上あること

(イ) 機構により所有権が取得されること

イ アの各期間が連続していること又は地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認めること

(4) 上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して(北海道にあつては農村振興局長が)特にやむを得ないと認める場合

3 2により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、次の方法により難しい場合には、地方農政局長等は、地域別農地の等級別等により、事業施行地域内農用地に格差を設けて返還額を定める方法とすることができる。なお、返還対象補助金は、工事の完了後の総事業費を基礎とし、総事業費の確定をもって一時に全額返還することとする。

補助金返還額＝ $A \times C / B$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：事業施行地域内農用地の総面積

C：法第 91 条の 2 第 6 項第 1 号及び第 2 号のいずれかに該当する行為の対象となった土地の面積の総和

4 別紙 1 から別紙 3 までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

5 別紙 1 の別表の区分 1 の事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 の 5 の改正規定については、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この通知による改正後の第 4 の 3 及び 4 並びに別紙 1 の第 5 の 1 の（４）及び別記様式第 5 号の 4 については、令和 6 年度以降に本事業の実施に向けた計画策定に着手する地区（別紙 2 に定める実施計画策定等事業又はこれに類する事業を行う地区をいう。）又は令和 9 年度以降に採択する地区について適用し、その他の地区については、なお従前の例による。
- 2 別紙 1 第 7 の規定にかかわらず、別紙 1 第 3 の 1 の（２）の事業について令和 6 年度採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、令和 6 年 10 月末日までとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正後の別紙 1 の第 2 の 3 について、令和 6 年度以前に要綱第 7 の申請が行われた地区については、なお従前の例によることができる。
- 3 この通知による改正後の別紙 1 に規定する農地整備事業について、市町村が事業実施主体となり、又は、改正後の別紙 1 第 5 の 2 （２）イ若しくはウのうち麦・大豆等の作付に係る要件に該当し、令和 7 年度採択を希望する場合、事業採択申請書等の提出期限は、別紙 1 第 7 の 1 （１）又は 2 の規定にかかわらず、令和 7 年 10 月末日までとする。
- 4 この通知による改正後の別紙 2 第 5 の 1 （４）に規定する地区において、実施

計画策定事業又は経営体育成促進換地等調整事業の令和7年度採択を希望する場合、事業採択申請書等の提出期限は、別紙2第6の1の規定にかかわらず、令和7年10月末日までとする。

附 則
この通知は、令和8年4月7日から施行する。

別紙 1（農地整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要綱第 2 の 1 の農地整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 事業施行地域内農用地 法第 87 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する「事業施行地域内農用地」をいう。
- 2 中山間地域 土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下「令」という。）第 50 条の 2 の 8 に規定する「地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」をいい、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。
 - （1）沖縄県若しくは奄美群島又は離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島
 - （2）豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域
 - （3）山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域
 - （4）半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域
 - （5）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
 - （6）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域
 - （7）旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は事業施行地域内農用地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）
 - （8）棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域
 - （9）（1）から（8）までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める

地域

- 3 担い手 地域計画（基盤法第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者であって、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

なお、目標地図に位置付けられた者には、要綱第 3 の 2 のただし書きに規定されている原子力被災 12 市町村及び令和 6 年能登半島地震の被災市町村にあつては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知） 2 の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体を含むものとする。

- （1）認定農業者（基盤法第 12 条第 1 項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体、又は、基盤法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。）であること
 - （2）認定新規就農者（基盤法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。）であること
 - （3）市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤法第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。）であること
- 4 農地中間管理権 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 5 項に規定する農地中間管理権をいう。
- 5 まとまりを有する農地 令第 50 条の 2 の 9 の「集団的に存在する土地」をいい、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当するものとする。
- （1）2 つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
 - （2）2 つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
 - （3）2 つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
 - （4）段状をなしている 2 つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
 - （5）2 つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
 - （6）その他事業の趣旨に照らして適当であると認められるもの
- 6 経営等農用地 所有権若しくは利用権（基盤法第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により経営されている農地をいう。

なお、基幹ほ場 3 作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあつては（1）、（3）又は（4）のうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

- （1）耕起
- （2）代かき
- （3）田植え又は播種
- （4）収穫

- 7 集積 経営体が経営等農用地を拡大することをいう。

- 8 集団化 同一の経営体の経営等農用地であって、まとまりを有する農地となることをいう。
- 9 集約化 同一の経営体の経営等農用地であって、1ヘクタール（中山間地域及び樹園地にあつては0.5ヘクタール、都道府県知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いた上で、1ヘクタール以上の面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有する農地となることをいう。

第3 事業の内容

- 1 農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 一般型

農業生産基盤整備事業（別表の区分の欄の1の事業をいう。以下同じ。）と別表の区分の欄の2から5までの事業種類の欄に掲げる事業のうち当該農業生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

(2) 省力化整備型

農業生産基盤整備事業のうち省力化整備（畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は施設の維持管理に関する省力化を行う整備をいう。以下同じ。）と別表の区分の欄の2から5までの事業種類の欄に掲げる事業のうち当該省力化整備と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

- 2 別表の区分の欄に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業については、それぞれ当該各号に定める条件に適合することを要するものとする。

(1) 農業生産基盤整備事業及び農業生産基盤整備附帯事業（別表の区分の欄の2の事業をいう。以下同じ。）

ア 一般型について、水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なもののうち、担い手又は農地所有適格法人等（農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）及び特定農業法人（基盤法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。）をいう。以下同じ。）の農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。

イ 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール（第2の2の（3）及び（5）の地域並びに離島振興法第2条第1項の規定に基づく指定地域において行うものにあつては、20アール。以下この号において同じ。）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（次のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を、区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。

（ア）畑作についての営農計画が樹立されている区域（畑地、樹園地、田畑輪換区域等）

- (イ) 30 アール以上の区画とすることによって土層の厚さが 30 cm以下となり不良土層（基岩、盤層、礫層、泥炭層等）の出現のおそれのある区域
 - (ウ) 30 アール以上の区画とすることによって田差がおおむね 1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域
 - (エ) 30 アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化（地下水層の切断等）させる区域
- ウ 高付加価値農業施設移転等事業を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあっては、イにかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。
- エ 埋蔵文化財調査事業においては、別表の区分の欄の 1 の事業種類の欄の（3）から（7）までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表の区分の欄の 1 の事業種類の欄の（1）及び（2）に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業を行うものとする。
- （2）営農環境整備事業（別表の区分の欄の 3 の事業をいう。以下同じ。）
- ア 農業集落道整備事業においては、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供する農業集落道のうち、農業生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、農業生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものを整備するものとする。
- イ 農業集落排水施設整備事業においては、農業生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、農業生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該農業生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものを整備するものとする。
- ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業の実施に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意するものとする。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。
- エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。
- （ア）農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。
 - （イ）地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。
 - （ウ）農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。
 - （エ）営農施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね10戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

カ 情報通信環境整備は、整備後にスマート農業技術の導入が確実に見込まれる場合に行うものとする。

(3) 農業経営高度化支援事業（別表の区分の欄の4の事業をいう。以下同じ。）

ア 指導事業の内容は、収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行うものとし、具体的には次のとおりとする。

(ア) 農業経営高度化支援事業の啓発普及

(イ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う、農業経営高度化支援事業のうち調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

イ 指導事業は、農業生産基盤整備事業等（別表の区分の欄の1から3までの事業をいう。以下同じ。）の開始年度の前々年度から第6の1の集積・集団化等促進基盤整備計画に定める目標年度（以下「目標年度」という。）まで実施することができるものとする。ただし、農業生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 調査・調整事業の内容は、収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行うものとし、具体的には次のとおりとする。

(ア) 関係農家の意向調査活動

(イ) 農業機械の利用再編に関する活動

(ウ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(エ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(オ) 土地利用調査・調整活動

(カ) 農業生産基盤整備事業等の開始年度以降の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

エ 調査・調整事業は、農業生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から目標年度まで実施することができるものとする。

オ 耕地利用高度化推進事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

(ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(カ) 転作後に必要な田面整地作業

(キ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

カ 耕地利用高度化推進事業は、農業生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から目標年度まで実施することができるものとする。

キ 水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 本事業の啓発普及
- (イ) 本事業の実施状況の確認及び報告
- (ウ) 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整
- (エ) 調査・調整事業に関する助言又は指導、水田貯留機能向上推進事業に関する助言又は指導
- (オ) 水田貯留機能向上の取組導入のための技術研修
- (カ) 水田貯留機能向上の取組を広めるための調査・普及活動
- (キ) その他水田貯留機能向上の取組に関する指導等の活動

ク 水田貯留機能向上支援事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 関係農家の意向調査活動
- (イ) 水利用・土地利用・作付調整活動
- (ウ) 関係機関との調整活動
- (エ) 水田貯留機能向上の取組導入のための広報活動、研究会等の開催
- (オ) 研究機関等の助言指導を受けて行う水田貯留機能向上に関する活動
- (カ) 水田貯留機能向上の取組の実施計画策定に関する活動
- (キ) その他水田貯留機能向上の取組に係る調査・調整活動

ケ 水田貯留機能向上支援事業は、農業生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

コ 水田貯留機能向上推進事業の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 水田貯留機能を向上するための畦畔の整備
- (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
- (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
- (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
- (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
- (カ) 安定的な排水機能を維持するための排水改良
- (キ) 水田貯留の支障となる湧水処理及び不陸均平
- (ク) その他水田貯留機能の向上に必要な条件整備等

サ 水田貯留機能向上推進事業は、農業生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

(4) 機構集積推進事業（別表の区分の欄の5の事業をいう。以下同じ。）

機構集積推進事業の実施に当たっては、担い手への農用地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

(5) 事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

第4 事業実施主体

要綱第4の農村振興局長が別に定める者は、次の各号に掲げる事業ごとにそれぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 1 農業生産基盤整備事業、農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業及び機構集積推進事業 都道府県又は市町村
- 2 農業経営高度化支援事業のうち指導事業 都道府県、市町村又は都道府県土地改良事業団体連合会
- 3 農業経営高度化支援事業のうち調査・調整事業及び水田貯留機能向上支援事業 都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等
- 4 農業経営高度化支援事業のうち耕地利用高度化推進事業 都道府県又は市町村
- 5 農業経営高度化支援事業のうち水田貯留機能向上推進事業 都道府県、市町村又は土地改良区

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 共通事項

(1) 農地中間管理権等

事業施行地域内農用地の全てについて、機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていること。

(2) 受益面積

ア 事業施行地域内農用地の面積の合計が、おおむね10ヘクタール（中山間地域で実施する場合又は事業実施主体が市町村である場合は、おおむね5ヘクタール）以上であることとし、その算入範囲は大字を単位（ただし、営農上の一体性がある場合は、その範囲）とすることを基本とする。

イ 事業施行地域内農用地は、おおむね1ヘクタール以上（中山間地域及び樹園地にあつては、おおむね0.5ヘクタール以上）のまとまりを有する農地で構成されること。なお、都道府県知事は、あらかじめ地方農政局等の意見を聴いた上で、当該面積を超える面積を事業の採択要件とすることができるものとする。

(3) 農地中間管理権等の設定期間

事業施行地域内農用地（機構が農地中間管理権を有する、又は、農業経営等の委託を受けているものに限る。）について、事業計画公告日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該公告があった日において委託を受けている農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上であること。

なお、機構が所有権を有する事業施行地域内農用地について、事業計画公告日から起算して15年を経過しない間に、機構から所有権が移転された場合又はそれが承継された場合、当該公告日から15年以上の期間となる農地中間管理権の設定を行うものとする。

(4) 指導の有無等

本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。

2 一般型

(1) 担い手への集団化等

ア 全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。

イ 事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、担い手の農地利用集積率（事業施行地域内農用地に占める担い手の経営等農地面積の割合。以下同じ。）及び担い手の農地集約化率（事業施行地域内農用地に占める担い手の集約化面積の割合。以下同じ。）がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上すること。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、この限りでない。

（ア）目標年度において、次のいずれかを満たすこと。

- a 米の生産コストが60キログラム当たりおおむね9,500円を下回ることが見込まれること。
- b 作物生産額（主食用米を除く。以下同じ。）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10パーセント以上増加することが見込まれること、又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること。
- c 受益面積の3割以上の作付を麦・大豆等の畑作物（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）の別紙2に規定する畑作物をいう。以下同じ。）に転換し、かつ、当該作物の面積当たりの収量が20パーセント以上向上すること。
- d 事業完了後において区画の面積が1ヘクタール以上となる農用地の面積の合計が、事業施行地域内農用地の面積の1/2以上を占めること。

（イ）事業実施前の事業対象施行地域内農用地において、狭小・不整形、排水不良等の農用地が過半を占めること。

（ウ）事業実施前の担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がいずれもおおむね80パーセント以下であること。

(2) 収益性の向上

事業完了後5年以内（果樹等については10年以内）に定める目標年度において、事業施行地域内農用地における収益性が20パーセント以上向上すること。ただし、収益性の向上に係る要件の細目については、次のいずれかを満たすこととする。

ア 販売額が20パーセント以上向上することが見込まれること。

イ 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上する地区について、生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、米の作付が行われる場合には、2の（1）のイの（ア）のa若しく

はd又は麦・大豆等の畑作物の作付が行われる場合には、2の（1）のイの（ア）のc若しくはdのいずれかを満たすことが見込まれること。

ウ 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上しない地区について、生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、2の（1）のイの（ア）のa、b、c又はdのいずれかを満たすことが見込まれること。

3 省力化整備型

（1）対象地域

省力化整備型の対象地域は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域若しくは山間農業地域の基準に該当する地域又は第2の2に該当する地域又は人口減少が著しく省力化整備を行う必要があると都道府県知事が認めた地域であること。ただし、都道府県知事が認める場合にあっては、省力化整備を行う地域に係る基準が定められなければならない。

イ 過去の基盤整備等により、農用地の8割以上を担い手に集団化していること。

ウ 過去の基盤整備等により、収益性が20%以上向上していること又は周辺の農用地と比べて収益性が20%以上上回っていること。なお、収益性の取扱いについては、2（2）に準じるものとする。

（2）担い手への集団化等

事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、事業施行地域内農用地で担い手に集団化されていない、又は、集約化されていない農地の8割以上を担い手に集団化又は集約化すること。

（3）保全管理コストの低減

事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、事業の施行に係る農地の畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は施設の維持管理に関するコストが20%以上削減されること。

4 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、第6の4に示す水田貯留機能向上計画が都道府県、市町村や土地改良区等の農業関係者等により策定されており、受益面積の50パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域で実施すること。

（1）流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日

付け国水河計第 39 号・国水環第 61 号・国水治第 85 号・国水下事第 38 号・国水下流第 26 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)

- (2) 治水協定(既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づき締結される協定をいう。)の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- (3) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

第 6 計画の作成

1 集積・集団化等促進基盤整備計画

- (1) 事業実施主体は、別記様式第 1 号により、要綱第 5 の集積・集団化等促進基盤整備計画(以下「整備計画」という。)を作成するものとする。
- (2) 事業実施主体は、整備計画の策定に当たっては、機構の長及び市町村長の協力のもと、機構法に基づき都道府県が作成する「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」並びに基盤法に基づき都道府県が作成する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び市町村が作成する基本構想を踏まえることとする。
- (3) 事業実施主体は、整備計画における収益性向上計画の策定に当たっては、高収益作物への転換等による販売額の向上や農地の大区画化等による生産コストの削減によって収益性の向上を図るための具体的な取組方針を盛り込むものとする。
- (4) 事業実施主体は、整備計画における推進体制整備計画の策定に当たっては、機構と連携し、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関及び担い手の意見を聴取し、担い手による農用地利用が継続的に図られる体制を盛り込むものとする。なお、集落における話し合い等において、必要に応じて、事業実施区域の設定に当たり農用地の保全を図る取組(放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等)について話し合うこととする。

2 高付加価値農業振興計画

事業実施主体は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

- (1) 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。
 - ア 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし
 - イ 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入
 - ウ 農作物の加工を通じた地域特産物の開発
 - エ その他適当と認められる手法
- (2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする

る。

ア 農業振興の構想

(ア) 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

(イ) 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

イ 高付加価値農業形成計画

(ア) 高付加価値農業に関する営農計画

(イ) 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方

(ウ) 農用地の権利移動状況

(エ) 各種計画との調整

3 営農環境整備事業に係る計画

(1) 事業実施主体は、営農環境整備事業を行うときは、必要に応じ次の事項に係る計画を定めるものとする。

ア 当該事業の目的

イ 費用負担予定者

ウ 工事計画

エ 費用の総額

オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ 資金計画

(2) (1) の計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(1) のオの事項を定める場合にあっては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

4 水田貯留機能向上計画

事業実施主体は、水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行うときは、実施地区ごとに別記様式第6号により、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。

第7 事業の申請

1 市町村が事業実施主体となる場合の事業採択の申請については、以下のとおりとする。

(1) 市町村長は、都道府県が指定する期日までに、第6により作成された整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、2に定める場合を除き、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、地方農政局長等に事業採択申請書等を提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに(1)による申請を行った市町村長にその旨を通知するものとする。

2 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに提出するものとする。

- (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとするとき
- (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとするとき
- 3 2の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を既に提出した地区については、要綱第7の1の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、2の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 4 2の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 5 要綱第7の1の事業採択申請書は別記様式第2号、要綱第7の2の事業採択通知書は別記様式第3号により作成するものとする。

第8 計画の変更等

- 1 都道府県が事業実施主体となる場合、都道府県知事は、次に掲げる変更があった場合には、その内容を踏まえて、整備計画の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。なお、その報告は、別記様式第4号によるものとする。
 - (1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）
 - ア 担い手の追加
 - イ 担い手の交代
 - ウ 担い手の除外
 - (2) 事業計画の変更
 - (3) 目標年度の変更
 - (4) その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画、農用地の集団化計画、経営体育成計画及び収益性向上計画の内容に変更が生じた場合
- 2 市町村が事業実施主体となる場合、市町村長は、1に掲げる変更があった場合には、その内容を踏まえて、整備計画の変更を行うとともに、変更した整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業変更申請書を提出するものとする。なお、その報告は、別記様式第4号によるものとする。
- 3 事業実施主体は、水田貯留機能向上計画の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第6号により報告するものとする。

第9 事業の達成状況報告

- 1 都道府県が事業実施主体となる場合、都道府県知事は、次に定めるところにより、集積・集団化等促進基盤整備計画達成状況報告書を取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。
 - (1) 事業の進捗及び達成状況については、農業生産基盤整備事業等が完了した年度から目標年度までの毎年度、当該進捗及び達成状況を調査し、別記様式第5号により

翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
 - (3) 都道府県知事は、(2)の指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、整備計画を見直し、指導を受けた年度の3月末日までに当該計画を地方農政局長等に報告するものとする。
 - (4) (3)の整備計画の見直しに当たっては、指導を受けた内容に係る項目について、指導を受けた年度の翌年度から目標年度までの毎年度の目標値を設定することとし、当該目標値の達成状況について、(1)に掲げる報告と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 市町村が事業実施主体となる場合、農地整備事業の進捗及び達成状況の報告については、以下のとおりとする。
- (1) 市町村長は、事業の進捗及び達成状況について、農業生産基盤整備事業等が完了した年度から目標年度までの毎年度、当該進捗及び達成状況を調査し、都道府県が指定する期日までに、別記様式第5号により集積・集団化等促進基盤整備計画達成状況報告書を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に集積・集団化等促進基盤整備計画達成状況報告書を提出するものとする。
 - (2) 地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、市町村長に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
 - (3) 市町村長は、(2)の指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、整備計画を見直し、指導を受けた年度の3月末日までに、(1)の手続に準じて、当該計画を地方農政局長等に報告するものとする。
 - (4) (3)の整備計画の見直しに当たっては、指導を受けた内容に係る項目について、指導を受けた年度の翌年度から目標年度までの目標値を設定することとし、当該目標値の達成状況について、(1)に掲げる報告と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を実施する地区にあっては、都道府県知事は、次に定めるところにより、水田貯留機能向上計画達成状況報告書を取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。
- (1) 都道府県知事は、農業生産基盤整備事業等の完了年度及び第6の4に示す水田貯留機能向上計画に位置付けられた目標年度に、水田貯留機能向上の取組の実施状況を調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第7号により地方農政局長等に報告するものとする。
 - (2) (1)の結果、水田貯留機能向上の取組が十分でない場合には、地方農政局長等は、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

第10 助成

- 1 農地整備事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とする。
- 2 別記の工事費には、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、次に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むもの

とする。

(1) 農業近代化施設用地

(2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地

(3) 集落移転用地

3 別記の換地費には、確定測量費を含むものとする。

4 指導事業の助成は、農業生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度までにおいて実施するものとする。

5 調査・調整事業の助成は、6の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度までにおいて実施するものとする。

6 5に掲げる調査・調整事業並びに8に掲げる水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。

(1) 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円

(2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円

(3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円

7 耕地利用高度化推進事業の助成は、農業生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から目標年度までにおいて実施するものとする。

8 水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成は、それぞれ6の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

9 水田貯留機能向上推進事業の助成は、農業生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

10 水田貯留機能向上推進事業の助成単価は、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長通知。）別紙5別表2（以下「競争力要領別紙5別表2」という。）に規定された次の助成単価を乗じた額の合計を補助事業者に助成するものとする。

(1) 畦畔の整備にあつては、競争力要領別紙5別表2（7）イに規定する単価とする。

(2) 排水口の整備にあつては、競争力要領別紙5別表2（7）ウに規定する単価とする。

(3) 排水路の整備にあつては、競争力要領別紙5別表2（7）アに規定する単価とする。

(4) 暗渠排水にあつては、競争力要領別紙5別表2（2）に規定する単価とする。

(5) 湧水処理にあつては、競争力要領別紙5別表2（3）に規定する単価とする。

(6) 特認事業にあつては、競争力要領別紙5別表2（7）エに規定する単価とする。

第11 その他

- 1 別表の区分2から4までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 3 事業の計画に当たっては、事業実施主体は、自動走行農機等に対応した農地整備の手引き（令和2年2月農林水産省策定）等を活用しながら、地域での話し合いを促しつつ、可能な限り省力化が図られるように努めるものとする。
- 4 本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。
- 5 別表の区分4に掲げる事業の実施に当たっては、都道府県知事は、本事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないよう配慮するものとする。
- 6 中山間地域等直接支払交付金の実施地域において本事業を行う場合は、集落戦略（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（1）のアの（オ）の「集落戦略」をいう。）が策定されている（見込みを含む）こと。

別記

- 1 工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）
 - ア 純工事費
 - イ 測量設計費
 - ウ 用地費及び補償費
 - エ 船舶機械器具費
 - オ 全体実施設計費
 - カ 換地費
- 2 推進費
- 3 調査・調整費

別表

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 区画整理事業 (4) 農用地造成 (5) 暗渠排水事業 (6) 客土事業 (7) 除礫	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地等の区画形質の変更 農用地の造成 農地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工 農地につき行う客土（混層耕を含む。）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 除礫	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (4) 埋蔵文化財調査事業	土壌改良資材の投入等 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 障害物の除去、除礫、深耕、整地、農産物被害防止施設の設置等 事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 環境整備事業 (7) 生態系保全空間整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備 農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等を行う施設の整備 区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備 親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備 多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備	

	(8) 営農用水施設 (9) 農作業準備休憩施設 (10) 地域資源利活用基盤 (11) 情報通信環境整備	農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの 農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備 地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備 スマート農業の導入を図るために必要なRTK-GNSS 基準局等の整備	
4 農業経営高度化支援事業	(1) 指導事業 (2) 調査・調整事業 (3) 耕地利用高度化推進事業 (4) 水田貯留機能向上支援事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (5) 水田貯留機能向上推進事業	収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために都道府県等が行う普及・指導活動 収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行う耕地利用や水利用に係る関係農家の意向調査活動、作物別の単収・単価等の調査、関係機関との調査等調査・調整活動等 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 水田貯留機能向上の取組を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備	
5 機構集積推進事業	機構集積推進事業	基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進	

事業実施主体名	地区
作 成 年 月	年 月

集積・集団化等促進基盤整備計画書

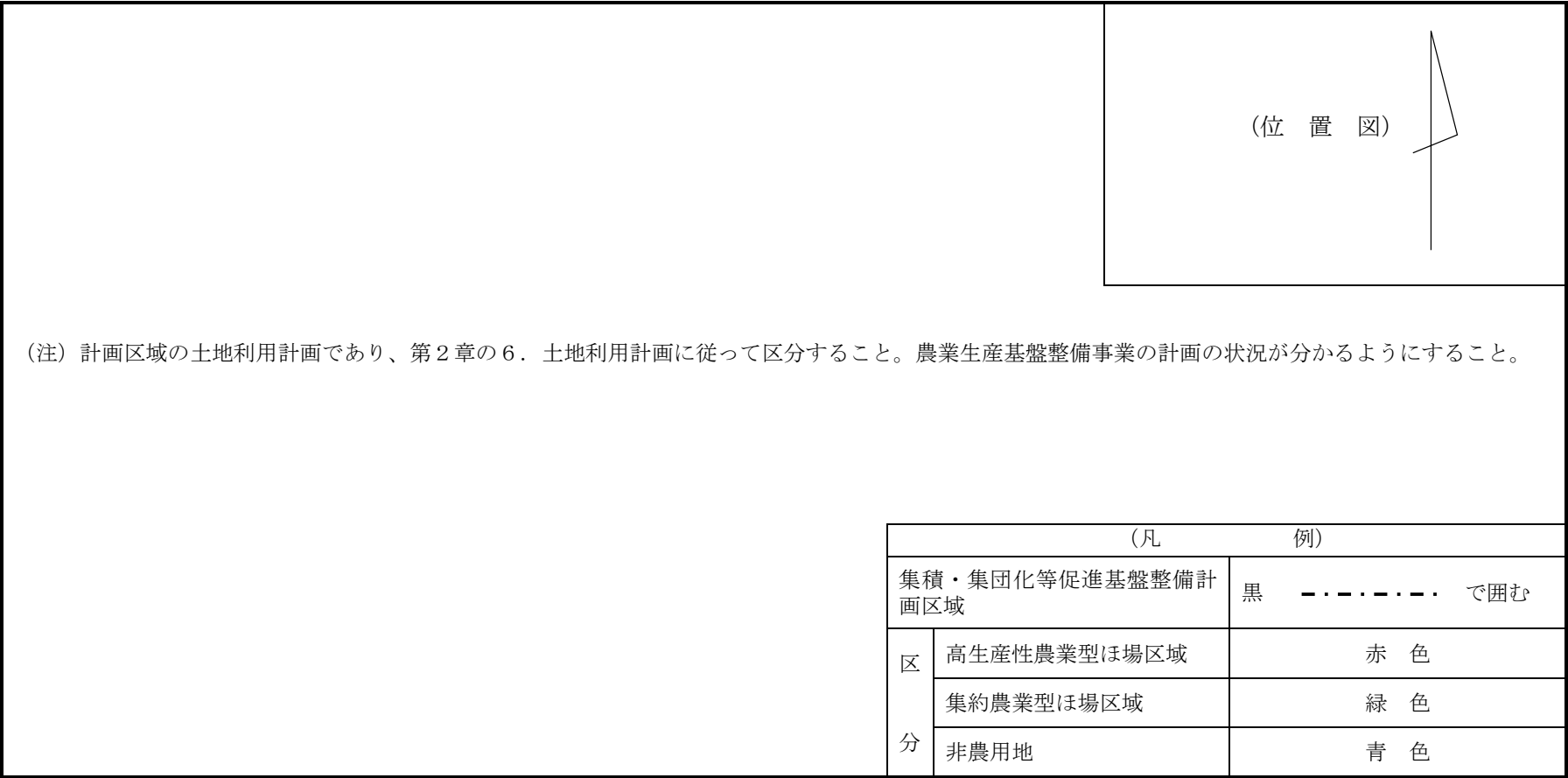
○ ○ 地 区

年 月 日

○ ○ ○（事業実施主体名）

集積・集団化等促進基盤整備計画区域図兼土地利用計画図

〇 〇 県 (〇 〇 市) 〇 〇 地 区



< 目 次 >

第1章 概 要

1. 集積・集団化等促進基盤整備計画総括表
2. 農業経営の変化と農業農村整備の展望
3. 対象事業名
4. 地区の概況
 - (1) 市町村名等
 - (2) 市町村の概要
 - (3) 市町村における農業振興の目標
 - (4) 対象地区の選定理由
 - (5) 計画区域農地の概要
 - (6) 社会経済条件
 - (7) 生産調整の実施状況
 - (8) 現況農用地の整備状況
 - (9) 過去の基盤整備等による農用地の集団化の状況
 - (10) 過去の基盤整備等による収益性の状況
 - (11) 省力化整備を行う必要があると都道府県知事が認めた地域の概要

第2章 計画事項

1. 市町村が定めた農業構造改善目標
2. 担い手等の見通し
 - (1) 担い手の見通し
 - ①農家数及び経営規模
 - ②担い手の見通し
 - (2) 認定農業者の概要
 - (3) 認定新規就農者の概要
 - (4) 市町村基本構想水準達成者の概要
 - (5) 農業経営規模拡大計画
 - (6) 経営形態とほ場整備
 - (7) 経営形態移行の概要

3. 農用地の流動化計画
 - (1) 農用地流動化計画
 - (2) 計画達成に向けた取組方法
4. 農地の集団化計画
 - (1) 農用地集団化計画
 - (2) 担い手別農用地集団化一覧
 - (3) 農用地集団化状況図
5. 経営体育成計画
 - (1) 認定農業者の育成計画
 - (2) 計画達成に向けた取組方法
6. 土地利用計画
 - (1) 土地利用区分
 - (2) 優良農地の保全に向けた取組方法
7. 収益性向上計画
 - (1) 収益性向上に向けた取組方針
 - (2) 販売額向上
 - (3) 生産コスト低減
 - (4) 担い手の米の生産コスト
 - (5) 高収益作物の割合
 - (6) 営農又は施設の維持管理に関するコスト低減
8. 推進体制整備計画
9. 農業生産基盤整備計画
10. 農業経営高度化計画

第1章 概要

1. 集積・集団化等促進基盤整備計画総括表

事業実施主体名	所在地		地区名		地区面積 (ha)		農業地域類型		担当部課名							
									(TEL _____、FAX _____)							
地 勢 及 び 社会経済条件								農用地の 整備状況								
営 農 状 況																
地区設定理由								非農用地 の 概 要								
農 業 構 造 の 再 編 目 標	現 況 → 目 標															
農用地の 流動化計画 及び経営体 育成計画並びに ほ場整備計画	項目	農用地面積 (ha) ①		担い手の経営 面積 (ha) ②		同左シェア (%) ②÷①		認定農業者数				全農家に占める認定農業者の 割合		備考		
	現況			()		()				当該地区(対象事業完了時)				目標年度：〇〇年度		
	対象事業完了時			()		()				市町村平均						
	目標			()		()										
	農地集団化方法 (目標)	計 (ha)	認定農業者		認定新規就農者		市町村基本構想 水準到達者				ほ 場 整 備 計 画	項目	現況 (ha)	目標 (ha)	ほ場整備の手法	
												大区画				
												中小区画 (一般)				
												小区画 (労働集約型)				
												未整備				
	計 (ha)											計				
農業生産基盤 及び営農環境の 整備目標並びに 対応する事業 管 理 計 画	①			②					③				④			
	(年～ 年)			(年～ 年)					(年～ 年)				(年～ 年)			

(注) 農用地の流動化計画及び経営体育成計画並びにほ場整備計画の()内は、担い手への農地集団化面積について記入する。

2. 農業経営の変化と農業農村整備の展望

(記入例)

	現況（年度）	目標（年度）
経営形態	個別経営 39戸 農地面積 51.8ha (田：51.2、畑：0.6) 作物 米＋小麦 経営規模別農家数 0.5ha未満…1 0.5～1.0…9 1.0～1.5…10 1.5～2.0…8 2.0～2.5…6 2.5～3.0…0 3.0ha以上…1 委託…4	○○生産組合(集落協業型)設立、育成 経営面積 47.2ha(水田) ↓ 法人組織の企業経営の確立 担い手…集落機能を生かし、営農意欲のある若い人材を育成 ↓ 集落一農場制の確立 作物 米＋小麦＋野菜＋花き
経営状況	全てが第2種兼業農家 農業従事者の高齢化が進行 → 中身の乏しい抜け殻状態 農業に対する暗い現状認識 零細規模（平均1.3ha） 農地の分散錯圃 → 低い生産性 農業機械及び器具の個別保有 → 過剰投資	農用地利用性の向上 直播栽培等の新しい技術普及 → 生産性の向上 機械・施設の効率の利用 経営と生産と調査研究等 各必要部門の担当者育成 → 企業経営 特産品の栽培 → 高付加価値農業
生産基盤の状況	区画形状…10a区画（昭和38年○○土地改良事業実施） 農道 …幅員2m 用水路 …開水路（老朽化） 用水源 …河川水、地下水、ため池	区画形状…中小区画、大区画(1ha) → 連坦的農地集積 農道 …集落道との一体整備 用排水路…用水路パイプライン 暗渠排水 → 農地の質的向上 直播技術の普及 畑利用の拡大(野菜、施設園芸)
整備水準	ほ場及び農道…小型機械体系のみ可能 用排分離 …ただし、排水効果不足	畦畔除去による大区画整備 → 大型機械体系可能 暗渠排水施設の整備 → 作物選択枝の拡大 排水路の高度利用 → 地下かんがい、直播技術対応 水管理の自動化 → 稲作労働時間の低減 生産基盤と生活環境の一体整備 → 21世紀の農村の実現 集落内道路の整備 アメニティ向上の整備（集落周辺の水環境整備） 集落排水施設の整備 内発的な集落地域の発展

3. 対象事業名

事業名	地区名	採択年度	完了予定年度	受益面積	総事業費
〇〇事業		年度	年度	ha	百万円

(注) 総事業費は、生産基盤整備事業等の総事業費を記載する。

4. 地区の概要

(1) 市町村名等

市町村名		関係集落数		関係土地改良区名	
------	--	-------	--	----------	--

(2) 市町村の概要

--

(3) 市町村における農業振興の目標

--

(4) 対象地区の選定理由

--

(5) 計画区域農地の概要

計画区域農用地面積	概要	関係農協名	
ha			

(6) 社会経済条件（振興計画等の指定状況）（市町村名： 調査年度： 年度）

名称	対象地域	指定・許可年月日			
		指定		許可	
		指定		許可	
		指定		許可	

(7) 生産調整の実施状況

	該当市町村全体	事業地区関係集落
転作等目標面積（ 年度）(ha)		

(8) 現況農用地の整備状況

(一般型において、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね 50 パーセントポイント以上向上しない地区について記入)

①ほ場区画

未整備面積 (ha)	整備済み面積 (ha)	標準区画 (a)	整備年	標準区画以下の 整備面積(ha)

②暗渠排水

未整備面積 (ha)	整備済み面積 (ha)	経過年数	耐用年数	耐用年数 経過面積(ha)

③整備を要する面積の総計

整備を要する面積 (※) (ha)	整備を要する面積 の割合(%)

※未整備・不整形の面積と排水不良の面積はダブルカウントしない。

(9) 過去の基盤整備等による農用地の集団化の状況 (省力化整備型について記入)

項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の 経営面積 (ha) ②	担い手への 集積率 (%) ③=②/①	集団化面積 (ha) ④	集団化率 (%) ⑤=④/①	集約化面積 (ha) ⑥	集約化率 (%) ⑦=⑥/①	備 考
基盤整備等実施前 (〇〇年度)								
現 況 (〇〇年度)								

※過去の基盤整備等について、概要が分かる資料を添付する。

(10) 過去の基盤整備等による収益性の状況 (省力化整備型について記入)

① 販売額向上 (別紙1の第5の2の(2)のアに該当する場合に記入)

・作物生産額

過去の基盤整備等の実施前後の受益地内(又は受益地内と周辺農用地内)で生産された作物の生産額を整理する。

作物名	事業等実施前 (又は受益地の現況)				事業等実施後 (又は周辺農用地の現況)			
	面積 (ha) ①	単収 (kg/10a) ②	単価 (千円/t) ③	生産額 (千円) ④=①×② ×③/100	面積 (ha) ⑤	単収 (kg/10a) ⑥	単価 (千円/t) ⑦	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥ ×⑦/100
計								

※加工品や6次化商品として出荷される作物分は、除く。

※事業実施後において複数の販売先(JA、スーパー、直売所、インターネット等)がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

※単収及び単価は、直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りではない。

※過去の基盤整備等について、概要が分かる資料を添付する。

・加工品や6次化商品の販売額

過去の基盤整備等の実施前後の受益地内(又は受益地内と周辺農用地内)で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

加工品名	加工品や6次化商品販売額(千円)	
	事業等実施前 (又は受益地の現況) ⑨	事業等実施後 (又は周辺農用地の現況) ⑩
計		

・その他販売額

過去の基盤整備等の実施前後の受益地内（又は受益地内と周辺農用地内）で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

品 名	その他販売額（千円）	
	事業等実施前 （又は受益地の現況） ⑪	事業等実施後 （又は周辺農用地の現況） ⑫
計		

・販売額向上率

事業等実施前 （又は受益地の現況） （千円） ⑬=④+⑨+⑪	事業等実施後 （又は周辺農用地の現況） （千円） ⑭=⑧+⑩+⑫	販売額向上率 （％） ⑮=⑭/⑬

② 生産コスト削減 （別紙１の第５の２の（２）のイ又はウに該当する場合に記入）

生産コストは、効果算定マニュアルの営農経費節減効果（第６表）の算定方法に準じて整理する。

作 物 名	事業等実施前 （又は受益地の現況） （円/ha）				事業等実施後 （又は周辺農用地の現況） （円/ha）				削減率 ⑨=1- ⑧/④
	労働費 ①	機械 経費 ②	その他生 産資材費 ③	営農経費 ④=①+②+③	労働費 ⑤	機械 経費 ⑥	その他生 産資材費 ⑦	営農経費 ⑧=⑤+⑥+⑦	
計									

※過去の基盤整備等について、概要が分かる資料を添付する。

③ 担い手の米の生産コスト （別紙１の第５の２の（２）のイ又はウに該当する場合に記入）

担い手の米の生産コストを整理する。

事業等実施前 (又は受益地の現況) (円／60kg)	事業等実施後 (又は周辺農用地の現況) (円／60kg)

※米の生産コストとは、資本利子や地代も含めた 60 kg 当たり全算入生産費（資本利子・地代全額算入生産費）のことを指す。

④ 高収益作物の割合 （別紙１の第５の２の（２）のウに該当する場合に記入）

作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合を整理する。

作物名	事業等実施前 (又は受益地の現況)				事業等実施後 (又は周辺農用地の現況)			
	面積 (ha) ①	単収 (kg/10a) ②	単価 (千円/t) ③	生産額 (千円) ④=①×② ×③/100	面積 (ha) ⑤	単収 (kg/10a) ⑥	単価 (千円/t) ⑦	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥× ⑦/100
計								
主食用米を除いた 生産額 ⑨								
高収益作物の 生産額 ⑩								
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑩／⑨								

⑤ 麦・大豆等の作付割合、単収 （別紙１の第５の２の（２）のイ又はウに該当する場合に記入）

作物名	事業実施前				事業実施後				単収 向上率 (%)	生産額 向上率 (%)	(参考)	
	面積 (ha) ①	単収 (kg/10a) ②	単価 (千円/t) ③	生産額 (千円) ④=①×② ×③/100	面積 (ha) ⑤	単収 (kg/10a) ⑥	単価 (千円/t) ⑦	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥ ×⑦/100			作物生産額 (地区外) (千円) ⑨	生産額 向上率 (%) (⑧+ ⑨)/④
計												
受益面積 に対する 麦・大豆 等の割合												
(参考) 経営体当 たりの生 産額												

※作物は、麦・大豆等の畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙２に規定する畑作物をいう。）を記載する。

※参考に記載する作物は、事業に伴う生産性の向上に伴って地区外で増加した作物（麦・大豆等の畑作物以外の作物も含む。）を記載する。

※受益面積については、事業実施前は現況の本地面積、事業実施後は計画の本地面積とする。

※事業実施前に麦・大豆等の畑作物の作付がない場合は、周辺における同条件の地域等の単収等を記載する。

(11) 省力化整備を行う必要があると都道府県知事が認めた地域の概要（該当する場合に記入）

① 省力化整備を行う地域の基準

--

※別に都道府県が認めた地域がある場合は、その地域における基準と整合が図られること。

② 地域の概要

--

※①の基準に当該地域が該当することが分かる項目を記載する。

第2章 計画事項

1. 市町村が定めた農業構造改善目標

(経営規模の目標等)：(記入例)

番号	営農類型	経営規模の目標	農家戸数の目標	その他
①	水稻専業	水稻 5 ha 畑 (雨除) 10a 肉用牛繁殖 3 頭	30 戸	(流動化目標面積) 65ha
②	水稻+肉用牛 (繁殖)	水稻 3 ha 畑 (雨除) 10a 肉用牛繁殖 20 頭	40 戸	(流動化目標面積) 55ha
③	水稻+豚 (繁殖)	水稻 2.7ha 畑 (雨除) 20a 繁殖豚 30 頭	15 戸	(流動化目標面積) 25ha
④	水稻+野菜	水稻 3 ha 畑 (雨除) 30a 畑 (露地) 20a	15 戸	(流動化目標面積) 15ha

2. 担い手等の見通し

(1) 担い手の見通し

① 経営体数及び経営規模

	個人経営体						団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計	
	主業		準主業		副業		経営体数	標準 経営規模	経営体数	標準 経営規模	経営体数	標準 経営規模
	経営体数	標準 経営規模	経営体数	標準 経営規模	経営体数	標準 経営規模						
現況 (〇〇)	経営体	ha/経営体 ()	経営体	ha/経営体 ()	経営体	ha/経営体 ()	経営体	ha/経営体 ()	経営体	ha/経営体 ()	経営体	ha/経営体 ()
目標 (〇〇)	経営体	ha/経営体 ()	経営体	ha/経営体 ()	経営体	ha/経営体 ()	経営体	ha/経営体 ()	経営体	ha/経営体 ()	経営体	ha/経営体 ()

(注) 上段 () は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

② 担い手の見通し

認定農業者		認定新規就農者		市町村構想水準到達者		計	
現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標

(2) 認定農業者の概要（記入例）

農業者名	年 齡	後 継 者 の 有 無	認 定 状 況	認定農業者			経 営 等 農 用 地 面 積 (ha)																					
							現 況								対象事業完了時（上段）・目標（下段）													
				認 定 年 月	経 営 類 型	基 準 面 積 (ha)	計	地 区 内	地 区 外	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業 受 託 地		計	地 区 内	地 区 外	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業 受 託 地					
										地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外				地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外				
〇〇 〇〇〇	48	無	×	年 月 (予定)	②	2.5 (1.0)	1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	.30 (0)					6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)		2.10 (1.80)	0.50 (0.50)				
																7.00 (5.20)	6.00 (4.20)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)			2.10 (1.80)	0.50 (0.50)			
計						2.5 (1.0)	1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)					6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)		2.10 (1.80)	0.50 (0.50)				
																7.00 (5.20)	6.00 (4.20)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)			2.10 (1.80)	0.50 (0.50)			

(注) 1. 認定農業者の経営類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する。
2. 経営等農用地面積の（ ）内は、農地集団化面積を記入する。

(3) 認定新規就農者の概要 (記入例)

農業者名	年 齢	後 継 者 の 有 無	認定新規就農者			経 営 等 農 用 地 面 積 (h a)																	
						現 況								対象事業完了時（上段）・目標（下段）									
			認 定 状 況	認 定 年 月	営 農 類 型		地 区 内	地 区 外	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業 受 託 地		計	地 区 内	地 区 外	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業 受 託 地	
									地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外				地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外
〇〇 〇〇〇	48	無	×	年 月 (予定)		1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)					6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)		2.10 (1.80)	0.50 (0.50)
															7.00 (5.20)	6.00 (4.20)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)		2.10 (1.80)	0.50 (0.50)
計						1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)					6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)		2.10 (1.80)	0.50 (0.50)
															7.00 (5.20)	6.00 (4.20)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)		2.10 (1.80)	0.50 (0.50)

(注) 1. 認定新規就農者の営農類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する。
2. 経営等農用地面積の () 内は、農地集団化面積を記入する。

(4) 市町村基本構想水準到達者の概要 (記入例)

農業者名	年 齢	後 継 者 の 有 無	市町村基本構想 水準到達者			経 営 等 農 用 地 面 積 (h a)																	
						現 況								対象事業完了時 (上段)・目標 (下段)									
			認 定 状 況	認 定 年 月	営 農 類 型	計	地 区 内	地 区 外	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業 受 託 地		計	地 区 内	地 区 外	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業 受 託 地	
									地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外				地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外
〇〇 〇〇〇	48	無	×	年 月 (予定)	1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)					6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)		2.10 (1.80)	0.50 (0.50)	
														7.00 (5.20)	6.00 (4.20)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)			2.10 (1.80)	0.50 (0.50)
計					1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)					6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)		2.10 (1.80)	0.50 (0.50)	
														7.00 (5.20)	6.00 (4.20)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)			2.10 (1.80)	0.50 (0.50)

(注) 1. 認定新規就農者の営農類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する。
2. 経営等農用地面積の () 内は、農地集団化面積を記入する。

(5) 農業経営規模拡大計画（記入例）

現 況

個別経営

関係農家数 63 戸
うち専業：3 戸、1 兼：5 戸、2 兼：55 戸

関係農家の経営等総面積 27.5ha（戸当たり 0.44ha）
うち
再編地区に占める経営等面積 27.5ha（戸当たり 0.44ha）
（所有耕地＋賃借地等＋基幹 3 作業以上受託面積）
うち地区内所有耕地面積 27.5ha
地区内賃借権等設定面積 — ha
地区内基幹 3 作業以上受託面積 — ha

関係農家のうち地区内の中核農家 — 戸
経営等面積計 — ha（戸当たり —ha）
（所有耕地＋賃借地等＋基幹 3 作業以上受託面積）
うち所有耕地面積計 — ha

賃借権等設定面積計 — ha
基幹 3 作業以上受託面積計 — ha

生産組織又は農地所有適格法人

なし

目 標

高生産性農業型ほ場区域（22.0ha）

認定農業者（7.2ha）

農家戸数	5 戸
経営等面積計	7.2ha
戸当たり経営等面積	1.4ha
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率	32.7%

認定新規就農者（—ha）

農家戸数	戸
経営等面積計	ha
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率	%

市町村基本構想水準到達者（0.5ha）

農家戸数	4 戸
経営等面積計	0.5ha
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率	2.3%

生産組織（—ha）

農家戸数	戸
経営等面積計	ha
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率	%

農地所有適格化法人（—ha）

参加農家戸数	戸
経営等面積計	ha
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率	%

小規模経営（3.4ha）

関係農家戸数	6 戸
経営等面積計	3.4ha
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率	15.5%

集落営農（10.9ha）

関係農家戸数	23 戸
経営等面積計	10.9ha
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率	49.5%

集約農業型ほ場区域（2.1ha）

経営等面積計 2.1
関係農家戸数 15 戸（うち担い手 —戸）

非農用地ほか（6.3ha）

公園用地：0.14ha 営農倉庫用地：0.10ha 都市計画街路：0.45ha
宅地その他：0.34ha 排水調整池用地：0.48ha その他：0.54ha
墓地：0.45ha 道路水路 3.8ha

(6) 経営形態とほ場整備 (記入例)

現 況			目 標			ほ 場 形 態
経営・組織形態	耕作面積	戸 数	経営・組織形態	耕作面積	戸 数	
規模拡大志向農家 A 1	1.0	1	規模拡大志向農家 A 1	1.3	1	大区画 (1ha) 大区画 (50a)
〃 A 2	0.9	1	〃 A 2	0.9	1	
〃 A 3	0.7	1	〃 A 3	2.5	1	
			〃 A 4	1.5	1	
			〃 A 5	1.0	1	
個人営農希望農家 B 1	24.9	60	農業生産組織 P 1	10.9	23	大区画 (1ha、50a)、中小区画 (30a) 大区画 (50a)
			農地所有適格化法人 P 2	0.5	4	
			個人営農希望農家 B 1	5.5	21	中小区画 (30a)
			土地持ち非農家		10	
計	27.5	63	計	24.1	63	

(注) 経営形態については、経営形態現況図及び計画図をそれぞれ対応する生産基盤整備状況図を用いて作成する。

経営形態現況図又は計画図 (目標)

(凡例等記入例)

(注) A 3 版で現況及び計画別に 2 葉作成し、文字等が小さく見にくくなる場合は別途巻末に添付する。

(現 況)

凡 例			
	経営・組織形態等	耕作面積 (ha)	ほ 場 形 態
(彩色区分)	A 1	規模拡大志向農家	4.6
	A 2	〃	4.8
	A 3	〃	4.2
	B 1	個人営農農家	101.1
	B 2	〃 (その他農家)	38.7
	C	自家消費型農家	1.3
			未整備 (10a)

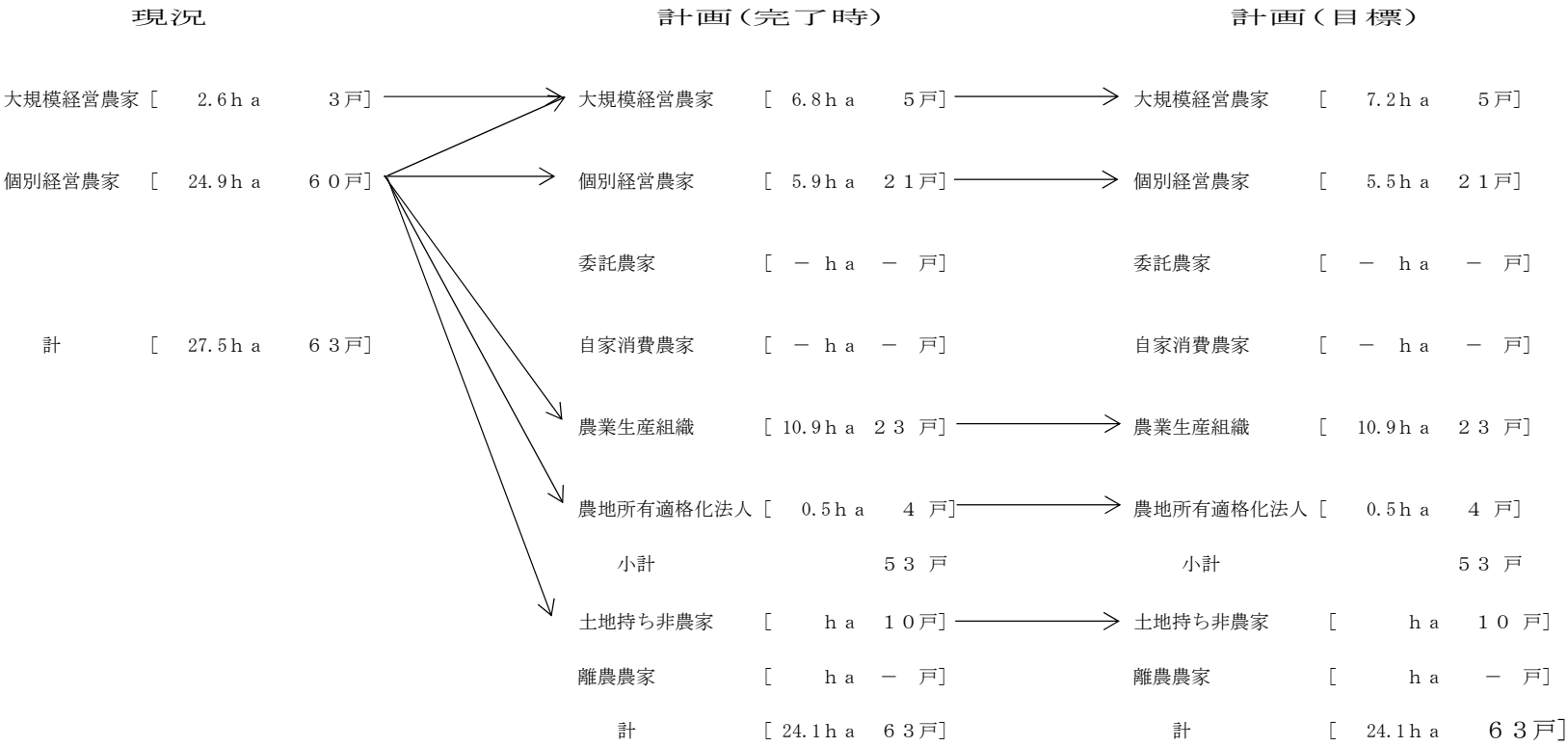
(計 画)

凡 例			
	経営・組織形態等	耕作面積 (ha)	ほ 場 形 態
(彩色区分)	A 1	規模拡大志向農家	10.5
	A 2	〃	6.7
	A 3	〃	6.6
	P 1	生産組織	24.2
	P 2	〃	36.3
	B 1	個人営農農家	30.2
	B 2	〃 (その他農家)	34.7
	C	自家消費型農家	1.1
	X	非農用地	1.4
			中小区画 (30a)

(注) 地域計画のうち目標地図と整合を図るものとする。

(7) 経営形態移行の概要

(記入例)



3. 農用地の流動化計画

(1) 農用地流動化計画

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 経営等農用地面積 (ha) B	農用地面積に 占める担い手への 利用集積率 (%) B/A
現 況 (a)			
対象事業了時			
完了後1年度目			
完了後2年度目			
完了後3年度目			
完了後4年度目			
目 標 (b)			
b - a			

(注) 完了後各年度及び目標(b)の欄には、対象事業完了後の各年度及び目標年度時の数値を記入する。

(2) 計画達成に向けた取組方法

項 目	取組主体	具 体 的 方 策
担い手への 農地利用集積	都道府県	
	市町村	

4. 農用地の集団化計画

農地中間管理機構の方針から整理する。

(1) 農用地集団化計画

項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	集団化面積 (ha) ③	集団化率 (%) ④=③/①	集約化面積 (ha) ⑤	集約化率 (ha) ⑥=⑤/①	備 考
現 況							
完了時							
目 標							目標年度：〇〇年度

(2) 担い手別農用地集団化一覧

担　い　手		地　番	面　積 (ha)	計画地目	集団化面積 (ha)	備　考
番　号	区　分					
	①認定農業者 ②認定新規就農者 ③市町村基本構想水準到達者					
小　計						
小　計						
小　計						
合　計						

※一覧表は担い手別に整理する。

(3) 農用地集団化状況図

農用地集団化状況図（現況）

	〇〇計画区域
	受益値
	集団化算定地域

凡例	
彩色区分	担い手番号
	1
	2
	3
	4
	5

農用地集団化状況図（目標）

	〇〇計画区域
	受益値
	集団化算定地域

凡例	
彩色区分	担い手番号
	1
	2
	3
	4
	5

5. 経営体育成計画

(1) 認定農業者の育成計画

	市 町 村 全 体				地 区 内										
	現況	目標	全農家 戸数	目標割合 (%) A/B	現況	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	対象事業 完了時 D	目標	全農家 戸数 E	認定農業者 比率(%) D/E	増加率 (%) D/C
	A		B		C										
認定農業者数															

(注) 地区内の各年度及び対象事業完了時の欄には、対象事業地区内における事業実施中の各年度及び完了時の数値を記入する。

(2) 計画達成に向けた取組方法

項 目	取組主体	具 体 的 方 策
認定農業者の育成	都道府県	
	市町村	

6. 土地利用計画

(1) 土地利用区分

地区名	面 積 (ha)	内 訳						
		高生産性農業型ほ場区域		集約農業型ほ場区域			非農用地	そ の 他
		大区画ほ場区域	中小区画ほ場区域					
		()	()	()			()	()
		()	()	()			()	()
計		()	()	()			()	()

(注) () 内は内数で、〇〇事業区域のうち、畦畔除去等簡易なほ場整備を含むほ場整備区域等の面積を記入する。

(注) 土地利用区分は、次の例を参考とする。

ア. 高生産性農業型ほ場区域

(ア) 大型農業機械や航空機利用等による大規模経営や乾田直播等新たな営農技術の導入を図るため、ほ場の大区画化や農地の集積を強力に進めることが可能な地域。

(イ) 大区画のほ場整備が実施され、又は畦畔除去等により区画の大規模化が促進される地域。

(ウ) 将来とも生産性の高い優良農地として保全する地域。

(エ) 区画整理が終了した地域において、大区画化を前提とする農地利用の集積が図られること。

イ. 集約農業型ほ場整備区域

大区画ほ場を造成することが困難であり、果樹、野菜等を交えた集約的な複合経営を目指す地域。

ウ. 非農用地

〇〇事業等により設定された非農用地区域。

なお、土地利用計画図（ゾーニング）を作成するが、巻頭の農用地利用集積促進土地改良整備計画区域図と兼用する。

(2) 優良農地の保全に向けた取組方法（記入例）

（整備された農地の農業上の利用を確保し、遊休農地の発生防止に関する事項等農地を保全して農業経営等の規模拡大に資する取組方策を記載する。）

項 目	取組主体	具 体 的 方 策
優良農地の保全	都道府県	(例) 市町村において定められた取組方策について助言等を行うとともに、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置等を踏まえ、関係部局と連携し農地の農業上の利用の確保の推進を図る。
	市町村	

7. 収益性向上計画

(1) 収益性向上に向けた取組方針

需要構造等の変化に応じて水稻作に当たっては、業務用重要や輸出の対応、ブランド化を図るなど、収益向上を図るための取組方針を作成する。

収益性向上を図るための取組方針	活動計画
(記入例1) ・海外マーケットにおける日本産米販売や中食・外食等の業務用米は、今後も堅調な需要が期待されることから、麦・大豆等から輸出用米、業務用米への転換を図ることとし、その作付面積の10%の拡大に向けて、安定した生産と販売を推進する。	・ジェトロ、企業等と連携し、輸出用の加工食品等を開発し輸出用米の取引の拡大を図る。 ・中食・外食事業者等の需要に応じた品種導入等による生産拡大を図り、県や農協等と連携し、商談会の開催等により、取引の拡大を図る。 ・多収性の米の導入や直播栽培等による米の生産コストの更なる削減を図る。
(記入例2) ・圃場の大区画化にあわせ、作業の効率化や新技術導入による更なる低コスト化を図り、生み出された余剰労働力も活用して、流通における特徴ある米の主産地化を図る。 ・具体的には、安全安心の消費者ニーズを踏まえた品質の高度化に努め、麦・大豆等から特別栽培米や有機栽培米への転換を図ることとし、その作付面積の10%の拡大に向けて、品質の高い、安定した生産及び販売を推進する。	・安全安心の消費者需要に対応した高品質の作物を栽培するための専業技術の習得、導入し、ブランド化の強化を図る。 ・県や農協等と連携に加え、企業等を通じた販売ルートの確保に努める。 ・直播栽培や減肥・減農薬等による米の更なる生産コスト削減を図る。
(記入例3) ・圃場の大区画化・汎用化により、土地利用型作物の栽培における作業効率を向上させ、新たな技術導入による更なる低コスト化を図るとともに、高収益作物を導入することで収益性の向上を図る。 ・具体的には、収益性の高い作物への転換を図ることとし、その作付面積の10%の拡大に向けて、安定した生産及び販売を推進する。	・県や農協等と連携し、収益性の高い作物を栽培するための技術の習得、導入を図る。 ・高収益作物においては、周辺地域との差別化するため、リレー出荷や外食事業者等への販売ルートの確保に努める。 ・土地利用型作物においては、大型機械作業の導入を図り、更なる生産コストの削減を図る。
(記入例4) ・圃場の大区画化・汎用化により、土地利用型作物の栽培における作業効率を向上させ、新たな技術導入による更なる低コスト化を図るとともに、麦・大豆等への転換により削減された労働時間により地区内や地区外の農地を集積し、収益性の向上を図る。	・県や農協と連携し、麦・大豆等への作付転換、収量増加を図る。 ・地区内はもとより地区外も含めて、農地中間管理機構を通じた担い手への集積を図る。
(記入例5) ・畦畔の幅広化や用排水路のパイプライン化による畦畔法面等の保全管理コストの低減を図り、効率的な営農を推進する。	・幅広化された畦畔で効率的に草刈ができる機械を導入する。 ・パイプライン化後の上部の敷地を有効活用できるよう大型機械作業の導入を図り、更なる生産コストの削減を図る。

(2) 販売額向上 (一般型において、別紙1の第5の2の(2)のアに該当する場合に記入)

①作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

作物名	事業実施前（現況）				事業実施後（完了年度）				事業実施後（目標年度）			
	面積 (ha) ①	単収 (kg/10a) ②	単価 (千円/t) ③	生産額 (千円) ④=①×②× ③/100	面積 (ha) ⑤	単収 (kg/10a) ⑥	単価 (千円/t) ⑦	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥× ⑦/100	面積 (ha) ⑤'	単収 (kg/10a) ⑥'	単価 (千円/t) ⑦'	生産額 (千円) ⑧'=⑤'×⑥' ×⑦'/100
計												

※②加工品や6次化商品として出荷される作物分は、除く。

※事業実施後において複数の販売先（JA、スーパー、直売所、インターネット等）がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

※単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りではない。

②加工品や6次化商品の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

加工品名	販売額（千円）		
	事業実施前 ⑨	事業実施後（完了年度） ⑩	事業実施後（目標年度） ⑪
計			

③その他販売額

上記①及び②以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

品名	販売額（千円）		
	事業実施前 ⑫	事業実施後（完了年度） ⑬	事業実施後（目標年度） ⑭
計			

④販売額向上率

①作物生産額			②加工品や6次化商品販売額		
事業実施前 (千円) ⑮=④	事業実施後（完了年度） (千円) ⑯=⑧	事業実施後（目標年度） (千円) ⑯' = ⑧'	事業実施前 (千円) ⑰=⑨	事業実施後（完了年度） (千円) ⑱=⑩	事業実施後（目標年度） (千円) ⑱' = ⑪

③その他販売額			販売額向上率	
事業実施前 (千円) ⑮=④	事業実施後（完了年度） (千円) ⑳=⑬	事業実施後（目標年度） (千円) ㉑' = ⑭	事業実施後（完了年度） (%) ㉒= (⑯+⑱+㉑) / (⑮+⑰+⑲)	事業実施後（目標年度） (%) ㉒' = (⑯' + ⑱' + ㉑') / (⑮+⑰+⑲)

(3) 生産コスト削減 (一般型において、別紙1の第5の2の(2)のイ又はウに該当する場合に記入)

生産コストは、効果算定マニュアルの営農経費節減効果（第6表）の算定方法に準じて整理する。

[illegible]

- 担い手の米の生産コストを整理する。

※米の生産コストとは、資本利子や地代も含めた 60 kg 当たり全算入生産費（資本利子・地代全額算入生産費）のことを指す。

- 作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合を整理する。

[illegible]

(6) 麦・大豆等の作付割合、単収 (一般型において、別紙1の第5の2の(2)のイ又はウに該当する場合に記入)

作物名	事業実施前				事業実施後(完了年度)				事業実施後(目標年度)				単収 向上率 (%)	生産額 向上率 (%)	(参考)	
	面積 (ha) ①	単収 (kg/10a) ②	単価 (千円/t) ③	生産額 (千円) ④=①×② ×③/100	面積 (ha) ⑤	単収 (kg/10a) ⑥	単価 (千円/t) ⑦	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥ ×⑦/100	面積 (ha) ⑤	単収 (kg/10a) ⑥	単価 (千円/t) ⑦	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥ ×⑦/100			作物生産額 (地区外) (千円) ⑨	生産額 向上率 (%) (⑧+⑨) /④
計																
受益面積 に対する 麦・大豆 等の割合																
(参考) 経営体 当たりの 生産額																

※作物は、麦・大豆等の畑作物(経営所得安定対策等実施要綱の別紙2に規定する畑作物をいう。)を記載する。

※参考に記載する作物は、事業に伴う生産性の向上に伴って地区外で増加した作物(麦・大豆等の畑作物以外の作物も含む。)を記載する。

※受益面積については、事業実施前は現況の本地面積、事業実施後は計画の本地面積とする。

※事業実施前に麦・大豆等の畑作物の作付がない場合は、周辺における同条件の地域等の単収等を記載する。

(7) 営農又は施設の維持管理に関するコスト低減（省力化整備型について記入）
 本コストは、効果算定マニュアルの営農経費節減効果（第6表）、維持管理費節減効果（第7表）の算定方法に準じて整理する。

区分	作物名 （又は施設名）	作業名	事業実施前 （現況）	事業実施後（完了年度）		事業実施後（目標時点）		低減要因
			費用(円/ha) ①	費用(円/ha) ②	削減率 (%) ③=1-②/①	費用(円/ha) ④	削減率 (%) ⑤=1-④/①	
営農 経費	水稻							
維持 管理費	〇〇支線用水路							
	計							

※営農経費にあつては作物名を、維持管理費にあつては施設名を記載する。
 ※事業の施行対象に係る農地、施設の営農経費及び維持管理費は全て記載する。
 ※営農経費については、畦畔等の維持管理や水管理に係る経費について記載する。

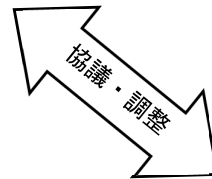
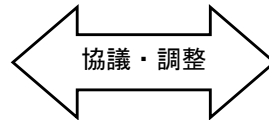
8. 推進体制整備計画

(担い手への農地の利用集積の促進及び地域の収益性の向上を図るための推進体制整備について、各段階の組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。)

(記入例)

〇〇地区事業推進体制図

〇〇推進チーム (設立年：〇〇年〇月)	
構成メンバー	
・ 〇〇県〇〇振興局〇〇課長 ・ 〇〇県農業改良普及センター〇〇課長 ・ 〇〇市〇〇課長 ・ 〇〇市農業委員会〇〇課長 ・ 〇〇土地改良区〇〇課長 ・ 〇〇農地中間管理機構〇〇課長 ・ 担い手	
目的及び内容	
目的	： 事業推進及び事業効果の評価
・	
・	



〇〇事業〇〇推進部会 (設立年：〇〇年〇月)	
構成メンバー	
目的及び内容	
目的	： 農地の利用集積及集団化の推進を図る

〇〇事業〇〇推進部会 (設立年：〇〇年〇月)	
構成メンバー	
目的及び内容	
目的	： 地域の収益性向上を図る

9. 農業生産基盤整備計画

(1) 補助事業

事業名	地区名	事業主体	受益面積	概算総事業費	主 要 工 事 概 要	予定負担率(%)			予 定 工 期	事 業 番 号
						国	都道府県	市町村		
			ha	百万円	区画整理 整地工 ha、用水路工 L= km 暗渠工 ha、排水路工 L= km 客土工 ha、道路工 L= km 畦畔除去工 ha、その他() ha 用水パイプライン化 ha 排水路暗渠化 ha					

(注) 総事業費は、生産基盤整備事業等の総事業費を記載する。

(2) 国営事業

事業名	地 区 名	受益面積	総事業費	事業工期	前年度までの進捗率	当 該 区 域 内 の 施 設 等			事 業 番 号	備 考
						受益面積	施設の名称及び数量	進 捗 率		
		ha	百万円		%	ha		%		

(注) 土地改良事業計画における関連事業に位置付けられている事業を記載する。

10. 農業経営高度化計画

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備 考
(1) 指導事業					
(2) 調査・調整事業					
(3) 耕地利用高度化推進事業					
(4) 水田貯留機能向上支援事業					
(5) 水田貯留機能向上推進事業					
合 計					

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）第 7 の 1（※農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 1 第 7 の 1）の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

注：※は市町村が事業実施主体の場合。

1. 事業計画概要書
2. 集積・集団化等促進基盤整備計画
3. その他
- 〔4. 費用負担者の同意書〕
- 〔5. 施設の管理者の同意書〕

記

都道府 県名	地区名	所在地	受益面積	総事業量	備考
			ha	百万円	

注：〔 〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

都道府 県名	地区名	所在地	受益面積	総事業量	備考
			ha	百万円	

集積・集団化等促進基盤整備計画
変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

下記地区について、集積・集団化等促進基盤整備計画の変更を行ったので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）の別紙 1 第 8 の 1（※別紙 1 第 8 の 2）に基づき、次に掲げる資料を添えて報告します。
注：※は市町村が事業実施主体の場合。

1. 集積・集団化等促進基盤整備計画

記

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積 (区画整理面 積)	総事業費	備 考
			ha	百万円	

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局 殿
北海道にあつては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

達成状況報告

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 1 第 9 の 1 の（1）（※別紙 1 第 9 の 2 の（1））の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

注：※は市町村が事業実施主体の場合。

記

1. 農用地集積状況
2. 農用地集団化状況
3. 収益性状況
4. 作付状況

※ 1. 農用地集積状況は、農業生産基盤整備事業等が完了した年度から目標年度までの毎年度、進捗状況及び達成状況を調査し報告。

※ 2. 農用地集団化状況は、完了年度及び目標年度に達成状況を調査して報告。

※ 3. 収益性状況は、完了年度及び目標年度に達成状況を調査して報告。

※ 4. 作付状況は、農業生産基盤整備事業等が完了した年度の翌年度から目標年度までの毎年度、進捗状況及び達成状況を調査し報告。

※ ただし、2 及び 3 においては、完了年度の状況により目標達成が困難と認められる場合は、完了年度から目標年度までの毎年度報告すること。

【地区名：〇〇〇〇】

1. 農用地集積状況

(1) 農地集積（農地の流動化）

【計画時】

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 経営等農用地 面積 (ha) B	農用地面積に占 める担い手への 利用集積率 (%) B/A
現 況 (a)			
対象事業完了時			
完了後1年度目			
完了後2年度目			
完了後3年度目			
完了後4年度目			
目 標 (b)			
b - a			

【事業着手年度から目標年度】

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 経営等農用地 面積 (ha) B	農用地面積に占 める担い手への 利用集積率 (%) B/A
現 況 (a)			
対象事業完了時			
完了後1年度目			
完了後2年度目			
完了後3年度目			
完了後4年度目			
目 標 (b)			
b - a			

(注) 完了後各年度及び目標(b)の欄には、対象事業完了後の各年度及び目標年度時の数値を記入する。

2. 農用地の集団化状況

(1) 農用地集団化

【計画時】

項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	集団化面積 (ha) ③	集団化率 (%) ④=③/①	集約化面積 (ha) ⑤	集約化率 (ha) ⑥=⑤/②	備 考
現 況							
完了時							
目 標							目標年度：〇〇年度

【完了年度・目標年度】

項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	集団化面積 (ha) ③	集団化率 (%) ④=③/①	集約化面積 (ha) ⑤	集約化率 (ha) ⑥=⑤/②	備 考
完了時							
目 標							目標年度：〇〇年度

(2) 担い手別農用地集団化一覧

担 い 手		地 番	面 積 (ha)	計画地目	集団化面積 (ha)	備 考
番 号	区 分					
	①認定農業者					
	②認定新規就農者 ③市町村基本構想水準到達者					
小 計						
合 計						

※一覧表は担い手別に整理する。

(3)農用地集団化状況図

農用地集団化状況図（現況）

	〇〇計画区域
	受益値
	集団化算定地域

凡例	
彩色区分	担い手番号
	1
	2
	3
	4
	5

農用地集団化状況図（完了年度・目標年度）

	〇〇計画区域
	受益値
	集団化算定地域

凡例	
彩色区分	担い手番号
	1
	2
	3
	4
	5

3. 収益性状況

(1)販売額向上 (一般型において、別紙1の第5の2の(2)のアに該当する場合に記入)

①作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

【計画時】

作物名	事業実施前（現況）				事業実施後（完了年度）				事業実施後（目標年度）			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ④=①×②× ③/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥× ⑦/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧'=⑤'×⑥' ×⑦'/100
	①	②	③		⑤	⑥	⑦		⑤'	⑥'	⑦'	
計												

【完了年度・目標年度】

作物名	事業実施後（完了年度）				事業実施後（目標年度）			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥× ⑦/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧'=⑤'×⑥' ×⑦'/100
	⑤	⑥	⑦		⑤'	⑥'	⑦'	
計								

※②加工品や6次化商品として出荷される作物分は、除く。

※事業実施後において複数の販売先（JA、スーパー、直売所、インターネット等）がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

※単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りではない。

②加工品や6次化商品の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

【計画時】

加工品名	販売額（千円）		
	事業実施前 ⑨	事業実施後（完了年度） ⑩	事業実施後（目標年度） ⑪
計			

【完了年度・目標年度】

加工品名	販売額（千円）	
	事業実施後（完了年度） ⑩	事業実施後（目標年度） ⑪
計		

③その他販売額

上記①及び②以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

【計画時】

品 名	販売額（千円）		
	事業実施前 ⑫	事業実施後（完了年度） ⑬	事業実施後（目標年度） ⑭
計			

【完了年度・目標年度】

品 名	販売額（千円）	
	事業実施後（完了年度） ⑬	事業実施後（目標年度） ⑭
計		

④販売額向上率

【計画時】

①作物生産額			②加工品や6次化商品販売額		
事業実施前 (千円) ⑮=④	事業実施後（完了年度） (千円) ⑯=⑧	事業実施後（目標年度） (千円) ⑯' =⑧'	事業実施前 (千円) ⑰=⑨	事業実施後（完了年度） (千円) ⑱=⑩	事業実施後（目標年度） (千円) ⑱' =⑪

③その他販売額			販売額向上率	
事業実施前 (千円) ⑮=④	事業実施後（完了年度） (千円) ⑳=⑬	事業実施後（目標年度） (千円) ㉑' =⑭	事業実施後（完了年度） (%) ㉑= (⑯+⑱+㉒) / (⑮+⑰+⑲)	事業実施後（目標年度） (%) ㉑' = (⑯' +⑱' +㉒') / (⑮+⑰+⑲)

【完了年度・目標年度】

①作物生産額		②加工品や6次化商品販売額	
事業実施後（完了年度） (千円) ⑯=⑧	事業実施後（目標年度） (千円) ⑯' =⑧'	事業実施後（完了年度） (千円) ⑱=⑩	事業実施後（目標年度） (千円) ⑱' =⑪

③その他販売額		販売額向上率	
事業実施後（完了年度） (千円) ㉑=⑬	事業実施後（目標年度） (千円) ㉑' =⑭	事業実施後（完了年度） (%) ㉑= (⑯+⑱+㉒) / (⑮+⑰+⑲)	事業実施後（完了年度） (%) ㉑' = (⑯' +⑱' +㉒') / (⑮+⑰+⑲)

生産コストは、効果算定マニュアルの営農経費節減効果（第6表）の算定方法に準じて整理する。

[illegible][illegible]

- (3) 担い手の米の生産コスト（一般型において、別紙 1 の第 5 の 2 の（2）のイ又はウに該当する場合に記入）
担い手の米の生産コストを整理する。

【計画時】

現況生産コスト (円／60kg)	事業実施後（完了年度） (円／60kg)	事業実施後（目標年度） (円／60kg)

【完了年度・目標年度】

事業実施後（完了年度） (円／60kg)	事業実施後（目標年度） (円／60kg)

※米の生産コストとは、資本利子や地代も含めた 60 kg 当たりの全算入生産費（資本利子・地代全額算入生産費）のことを指す。

- (4) 高収益作物の割合（一般型において、別紙1の第5の2の（2）のウに該当する場合に記入）
作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合を整理する。

【計画時】

作物名	事業実施前（現況）				事業実施後（完了年度）				事業実施後（目標年度）			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ④=①×② ×③/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥× ⑦/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧'=⑤'×⑥' ×⑦'/100
	①	②	③		⑤	⑥	⑦		⑤'	⑥'	⑦'	
計												
主食用米を除いた 生産額 ⑨												
高収益作物の 生産額 ⑩												
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑩／⑨												

【完了年度・目標年度】

作物名	事業実施後（完了年度）				事業実施後（目標年度）			
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥× ⑦/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧'=⑤'×⑥' ×⑦'/100
	⑤	⑥	⑦		⑤'	⑥'	⑦'	
計								
主食用米を除いた 生産額 ⑨								
高収益作物の 生産額 ⑩								
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑩／⑨								

(5) 麦・大豆等の作付割合、単収（一般型において、別紙1の第5の2の（2）のイ又はウに該当する場合に記入）

【計画時】

作物名	事業実施前				事業実施後（完了年度）				事業実施後（目標年度）				単収 向上率 (%)	生産額 向上率 (%)	(参考)	
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ④=①×② ×③/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥ ×⑦/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥ ×⑦/100			作物生産額 (地区外) (千円) ⑨	生産額 向上率 (%) (⑧+⑨)/④
	①	②	③		⑤	⑥	⑦		⑤	⑥	⑦		⑥/②	⑧/④		
計																
受益面積に 対する麦・大豆 等の割合																
(参考) 経営体当たり の生産額																

【完了年度・目標年度】

作物名	事業実施後（完了年度）				事業実施後（目標年度）				単収 向上率 (%)	生産額 向上率 (%)	(参考)	
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥ ×⑦/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥ ×⑦/100			作物生産額 (地区外) (千円) ⑨	生産額 向上率 (%) (⑧+⑨)/④
	⑤	⑥	⑦		⑤	⑥	⑦		⑥/②	⑧/④		
計												
受益面積に 対する麦・大豆 等の割合												
(参考) 経営体当たり の生産額												

※作物は、麦・大豆等の畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙2に規定する畑作物をいう。）を記載する。

※参考に記載する作物は、事業に伴う生産性の向上に伴って地区外で増加した作物（麦・大豆等の畑作物以外の作物も含む。）を記載する。

※受益面積については、事業実施前は現況の本地面積、事業実施後は計画の本地面積とする。

※事業実施前に麦・大豆等の畑作物の作付がない場合は、周辺における同条件の地域等の単収等を記載する。

(6) 営農又は施設の維持管理に関するコスト低減（省力化整備型について記入）

本コストは、効果算定マニュアルの営農経費節減効果（第6表）、維持管理費節減効果（第7表）の算定方法に準じて整理する。

【計画時】

区分	作物名 (又は施設名)	作業名	事業実施前 (現況)	事業実施後（完了年度）		事業実施後（目標時点）		低減要因
			費用(円/ha) ①	費用(円/ha) ②	削減率 (%) ③=1-②/①	費用(円/ha) ④	削減率 (%) ⑤=1-④/①	
営農 経費	水稻							
維持 管理費	〇〇支線用水路							
	計							

【完了年度・目標年度】

区分	作物名 (又は施設名)	作業名	事業実施前 (現況)	事業実施後（完了年度）		事業実施後（目標時点）		低減要因
			費用(円/ha) ①	費用(円/ha) ②	削減率 (%) ③=1-②/①	費用(円/ha) ④	削減率 (%) ⑤=1-④/①	
営農 経費	水稻							
維持 管理費	〇〇支線用水路							
	計							

※営農経費にあつては作物名を、維持管理費にあつては施設名を記載する。

※事業の施行対象に係る農地、施設の営農経費及び維持管理費は全て記載する。

※営農経費については、畦畔等の維持管理や水管理に係る経費について記載する。

4. 作付状況

(1) 計画に対する作付状況

作物		作付面積(単位：ha)							計画と事業後の比較		
		①事業前	②事業計画	③事業後					事業後と計画 の差 (ha) ④＝③－②	乖離率 (%) ④/②	
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		乖離の要因 (±30%を超える場合)	
水稲	主食用米										
	飼料用米										
	WCS用稲										
	加工用米										
	米粉用米										
	その他水稲										
土地利用型作物	小麦										
	大麦・はだか麦										
	大豆										
	小計										
高収益作物											
	小計										
その他											
	小計										
作付準備地(緑肥等)											
計											

※土地利用型作物：小麦、大麦・はだか麦、大豆、そば、なたね、子実用とうもろこし、かんしょ（でんぷん用）、ばれいしょ（でんぷん用）、飼料作物等

※高収益作物：野菜、果樹、花き、茶など、主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、Ⅳ第2の1（6）①の戦略作物助成及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第2条の対象作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いもの

(2) 汎用田における作付予定

事業完了後、汎用田において 水稲のみを作付けている面積 (ha)	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目

当該汎用田の今後の作付予定

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 1 第 6 の 4 の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

1 水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図（別添）

2 水田貯留機能向上計画の内容

（1）一体的に実施する生産基盤整備事業等の地区名（事業名）

--

（2）水田貯留機能の向上のための取組・整備内容

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	実施内容等	総事業費 (千円)	備考

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積 (ha)	地区内の取組面積 (ha)		地区外への取組面積 (ha)	
		現況	目標年度 (○年度)	現況	目標年度 (○年度)

(別添)

水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図

生産基盤整備事業等の地区名（事業名）:



別記様式第7号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

水田貯留機能向上計画達成状況報告書

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）別紙1第9の3の（1）の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

（1）生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

（2）水田貯留機能向上推進事業、水田貯留機能向上支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	実施内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：「事業名」は、別紙1の別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注2：「実施内容等」は、実施時期及び実施内容を具体的に記入する。

2 水田貯留機能向上に向けた取組状況の報告

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積 (ha)	地区内の取組面積 (ha)			地区外の取組面積 (ha)		
		実施前	目標年度 (○年度)	〇〇年度まで (割合%)	実施前	目標年度 (○年度)	〇〇年度まで (割合%)
			()	()		()	()
			()	()		()	()
			()	()		()	()

() : 取組の目標年度、地区における取組面積割合を記載

別紙 2（実施計画等策定事業に係る運用）

第 1 趣旨

実施計画等策定事業に係る運用については、要綱、要領本文及び経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 構改 B 第 637 号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。）によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業の内容

1 実施計画策定事業

農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業並びに既に設置されている高付加価値農業に係る施設等の撤去又は移転に関する事業（以下「支障物撤去等事業」という。）

2 経営体育成促進換地等調整事業

農地整備事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成するために、調整要領の 4 に掲げる業務を行う事業

第 3 事業の対象地区

1 実施計画策定事業

実施計画の対象地区は、農地整備事業の実施が確実と見込まれる地区とする。

2 経営体育成促進換地等調整事業

経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業が確実に行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあっては、当該区を含む。）であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。

なお、調整要領の 4 の（6）の業務については、当該農地整備事業の実施が予定されている地区について、実施計画策定事業の採択の前から実施することができるものとする。

第 4 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認めるものとする。

第 5 実施時期

1 実施計画策定事業

実施計画の策定期間は、次の（1）から（4）までのいずれかとする。

（1）実施計画の策定期間は、2 年以内とする。

- (2) 中山間地域（別紙 1 第 2 の 2 に規定する中山間地域をいう。以下同じ。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和 2 年 4 月 1 日付け元生産第 2167 号・元農振第 3757 号・元政統第 2085 号農林水産省生産局長・農村振興局長・政策統括官連名通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。以下同じ。）の策定地域、輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。以下同じ。）の策定地域又は認定フラッグシップ輸出産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和 6 年 4 月 19 日付け 6 輸国第 256 号農林水産省輸出・国際局長通知）第 5 の規定に基づいてフラッグシップ輸出産地として認定された地域をいう。以下同じ。）に位置する地区の場合にあっては、4 年以内とする。
- (3) スマート農業（ロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用する農業をいう。）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添 4）を作成した地区又は連携管理保全計画（土地改良法第 57 条の 11 第 1 項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）に別添 4 の内容が記載されている地区の場合にあっては 4 年以内とする。
- (4) 次に掲げる整備の全て（中山間地域にあっては、次に掲げる整備のいずれか）を予定しており、省力化整備計画（別添 5）を作成した地区又は連携管理保全計画に別添 5 の内容が記載されている地区（（3）の場合を除く。）の場合にあっては 2 年以内とする。
- ア 2 ヘクタール以上（北海道にあっては 3 ヘクタール以上）の区画（隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により 2 ヘクタール以上（北海道にあっては 3 ヘクタール以上）となる区画を含む。）の整備
- イ 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備
- 2 経営体育成促進換地等調整事業
- 経営体育成促進換地等調整の実施時期は、調整要領の 5 で定めるとおりとする。

第 6 事業の申請等

- 1 都道府県知事は、第 2 の事業を実施しようとするときは、採択を希望する年度の前年度の 3 月末日までに、別記様式第 1 号による実施計画等策定事業採択申請書（以下「申請書」という。）を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1 の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第 2 号による実施計画等策定事業採択通知書を交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、第 2 の 2 の経営体育成促進換地等調整事業が採択された場合には、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。
- 4 都道府県知事は、第 2 の事業の実施後に農地整備事業から別の事業の実施を行おうとする場合又は農地整備事業の実施を行わない場合は、地方農政局長等に協

議するものとする。

- 5 都道府県知事は、第2の2の経営体育成促進換地等調整事業のうち調整要領の4の(6)の業務を、第2の1の実施計画策定事業の採択より前に実施しようとするときは、当該業務に係る採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第1号による実施計画等策定事業採択申請書（当該業務に限定したもの）を地方農政局長等に提出するものとする。
- 6 地方農政局長等は、5の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第2号により実施計画等策定事業採択通知書を交付するものとする。
- 7 都道府県知事は、6の規定により採択通知書が交付された場合には、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。

第7 助成

実施計画等策定事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とする。

第8 定額助成を活用する場合の採択要件等

- 1 次に掲げる地区において定額助成を活用する場合であって、令和8年度以降に採択する地区にあつては、実施計画の区域を含む地域計画の目標地図（基盤法第19条第3項に規定する地図をいう。）において、担い手に対する農用地の集約化の程度が向上するよう地域計画を変更し、土地改良事業の採択までに基盤法第19条第8項に規定する公告を行うことを要件とする。
 - (1) 水田農業高収益化計画の策定地域における地区
 - (2) 輸出事業計画の策定地域における地区
 - (3) 認定フラッグシップ輸出産地における地区
 - (4) 第5の1の(3)に規定する地区
 - (5) 第5の1の(4)に規定する地区
- 2 実施計画等策定事業のうち定額助成を活用する地区における採択期限については、1の(1)に掲げる地区は令和8年度の末日まで、1の(2)から(4)までに掲げる地区は令和11年度の末日まで、1の(5)に掲げる地区は令和12年度の末日までとする。
- 3 令和13年度以降における実施計画等策定事業の採択に当たっては、1の(2)から(5)までに掲げる地区のいずれかに該当することを要件とする。

第9 その他

実施計画等策定事業の実施に当たっては、都道府県知事は、農地中間管理機構関連農地整備事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないよう配慮するものとする。

- 1 調査旅費
- 2 諸謝金
- 3 補償費
- 4 請負費
- 5 委託費
- 6 賃金
- 7 純工事費

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長
沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）の別紙 2 第 6 の 1 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 実施計画等策定地区一覧表（別添 1 のとおり）
2. 実施計画策定地区概要書（別添 2 のとおり）
3. 経営体育成促進換地等調整調書（別添 3 のとおり）
4. スマート農業導入推進計画（別添 4 のとおり）
（連携管理保全計画に別添 4 の内容の記載がある地区については、該当箇所の写し）
5. 省力化整備計画（別添 5 のとおり）
（連携管理保全計画に別添 5 の内容の記載がある地区については、該当箇所の写し）

（注）農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第 2 の 2 の経営体育成促進換地等調整事業のうち調整要領の 4 の（6）の業務を、第 2 の 1 の実施計画策定事業の採択より前に実施しようとするときは、本文中「第 6 の 1」とあるのを「第 6 の 5」と記載するものとする。

(別添 1)

実施計画等策定地区一覧表

名 称	都道府県名	地区名	所在地	調査費 及び事業費 (千円)	備 考
実施計画策定					
経営体育成 促進換地等 調整					

(別添 2)

実施計画策定地区概要書

実施年度		都道府県名		営 農 計 画 構 想				
地 区 名		計画主体						
所 在 地								
調査目的								
地域の現況								
調 査 項 目 及 び 調 査 費	調査項目	数量	調 査 費 (千円)				事 業 計 画 構 想	
			国 費	都道府県費	市町村費	計		
	1 年度							
	2 年度							
	3 年度							
	4 年度							
	合 計							

- (注) 1 本事業を単年度で実施する場合は「1 年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度欄にそれぞれの調査項目を記載する。
- 2 第 5 の 1 の (2) によって本事業を中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域、輸出事業計画の策定地域又はフラッグシップ輸出産地の認定地域に位置する地区において実施する場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。
- 3 第 5 の 1 の (3) によって本事業においてスマート農業を実施する地区の場合は、別添 4 を添付すること。
- 4 調査費の積算の基礎資料を添付すること。
- 5 実施計画策定の予定範囲、事業計画構想が把握できる概要図を添付すること。
- 6 支障物撤去等事業を実施する場合は、当該事業の対象となる施設等の位置（移転の場合は、移転後の位置も含む。）及び事業費が分かる資料を添付すること。

(別添 3)

経営体育成促進換地等調整調書

都 道 府 県 名	地 区 名	所 在	事業対象 面 積	実 施 年 度	実 施 機 関 名	土地改良 換地土の 有無	実施計画 着手年度	業 務 項 目			
								1 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
			ha								
換地を伴う農地整備事業等の内容（予定）											
事業計画 樹立年度	着 工	完 工	地区面積	関 係 農家数	事 業 主 体 名	事業名		備 考			
			ha								

- (注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 構改 B 第 637 号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。）の 4 の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1 年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。
- 2 地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う農地整備事業等の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。
- 3 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）第 2 の 2 の経営体育成促進換地等調整事業のうち調整要領の 4 の（6）の業務を、実施要領第 2 の 1 の実施計画策定事業の採択より前に実施する場合は、当該事業より前に行う必要があることを記載した理由書及び土地の概況がわかる資料を添付すること。

(別添 4)

スマート農業導入推進計画

地 区 名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6 法指定地域等		
自動走行農機等の導入を推進するための基盤整備（実施予定）の内容					
(例) 事業実施予定区域〇〇haにおいて、標準区画〇〇haに大区画化し、また用排水路のパイプライン化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤に整備する。また、各ほ場へターン農道を設置する。	大区画化	有 or 無			
	ターン農道の整備	有 or 無			
	用排水路パイプライン化	有 or 無			
	その他	(記述)			
導入予定の省力化技術の概要					
参考資料等があれば添付					
(例) 本事業で大区画化、ターン農道の設置等を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にGNSS基地局を設置し、耕起や田植作業等に向けトラクタへ自動操舵システムを〇基導入する予定。 (例) 本事業で大区画化を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にほ場水管理システムを導入し、スマートフォン等で水田の水位、水温の確認及び水管理の遠隔操作・自動給水等を行う予定。					
導入する 省力化技術	導入予定 面積	導入予 定数	割合	活用農家予 定数	管理体制（予定）
(例) 自動操舵	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	全基、〇〇改良区が所有・管理
〇〇〇	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	各農家で所有・管理
見込まれる効果					
(例) 高収益作物の導入		(例) スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇ha で実施予定。			
(例) スマート農業を活用した更なる集積・集約の促進、6次産業化の取組、農産物のブランド化の取組 等					

(別添 5)

省力化整備計画

地 区 名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6 法指定地域等		
現状の営農や維持管理上の課題					
(例) ・ 現況の区画が 10a 程度であり、担い手に集積し生産コストを低減するに当たり、大型機械が導入できないことや作業効率が悪いことが課題。 (例) ・ 事業実施予定区域〇〇ha において、傾斜が 1/40 程度あり、担い手に集積するに当たって畦畔法面や水路法面の草刈り労力が課題。					
予定する省力化整備の内容					
参考資料等があれば添付 (例) 本事業で 2ha 以上の大区画化、ターン農道の設置等を行った後、大型機械を導入するとともに、直播栽培を実施する予定。 (例) 本事業で幅広畦畔を設置し、トラクターによる除草作業の機械化を行うとともに、排水路の暗渠化を行い、草刈り労力を軽減する予定。					
導入する機械	導入予定面積	導入予定数	割合	活用農家予定数	管理体制（予定）
(例) 大型トラクタ	〇〇ha	〇台	〇台/20ha	〇戸	各農家で所有・管理
(例) アーム式モア	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	全基、〇〇改良区が所有・管理
見込まれる効果					
(例) 担い手集積による地域計画の実現		(例) 農地の区画拡大による効率化、草刈り等の労力削減により、現況の担い手集積率●%から地域計画で目指すこととしている●%まで担い手に集積する予定。			
(例) 高収益作物の導入		(例) 大型機械を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇ha で実施予定。			

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

実施計画等策定事業採択通知書

(北海道の場合は、国土交通省北海道開発局長経由)
都道府県知事 殿

〔 農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり
実施計画等策定事業実施地区として採択したので通知する。

記

実施計画等策定地区一覧表（別添のとおり）

(別添)

実施計画等策定地区一覧表

名 称	都道府県名	地区名	所在地	調査費 及び事業費 (千円)	備 考
実施計画策定					
経営体育成 促進換地等 調整					

別紙3（農村環境計画策定事業に係る運用）

第1 趣旨

農村環境計画策定事業に係る運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業の内容

1 現況調査

- （1）農村環境計画（都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針（以下「環境対策指針」という。）に基づき、市町村又は都道府県が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想をいう。以下同じ。）の策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する事業をいう。
- （2）現況調査は、原則として別表「農村環境計画策定調査項目」により行うものとする。ただし、地域の実情に応じ、調査項目を追加することができる。

2 農村環境計画の策定

1の結果に基づき、農村環境計画を策定・変更する事業をいう。

第3 事業の対象地域

本事業の対象地域は、農地整備事業を環境に配慮して実施するに当たって、農村環境計画又は田園環境整備マスタープラン（「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について（平成14年2月14日付け13農振第2513号農村振興局長・生産局長通知）」第3の1に定める田園環境整備マスタープランをいう。）が未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域とする。

第4 事業実施主体

事業実施主体は、市町村又は都道府県とする。ただし、都道府県が事業実施主体となるのは、農村環境計画が複数の市町村に関係する場合のみとする。

第5 農村環境計画の項目

- 1 農村環境計画には、当該農村環境計画の策定地域が所在する都道府県の環境対策指針の内容に従い、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （1）地域内の環境評価に関する事項
 - （2）環境保全の基本方針に関する事項
 - （3）地域の整備計画
 - （4）農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項
 - （5）農業農村整備事業における整備計画
 - （6）その他必要と定める事項
- 2 事業実施主体は、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - （1）農村環境計画が、農村地域の環境保全対策を図るものとして十分活用される

- とともに、環境対策指針の内容と合致したものであること。
- (2) 次に掲げる市町村の施策等との調和に十分配慮されたものであること。

- ア 農業の振興に関する施策
- イ 農村地域の振興及び整備に関する施策
- ウ 既に市町村において策定されている環境に関する計画等

第6 採択要件

農村環境計画策定事業に係る要綱第6の2の農村振興局長等が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

- 1 農地整備事業が環境との調和に配慮したものと認められること。
- 2 農地整備事業の実施が予定されていること。

第7 事業の申請等

- 1 都道府県知事が事業実施主体となる場合は、都道府県知事は、別記様式第1号による農村環境計画地区概要表を作成し、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第2号に定める事業採択申請書を地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。2及び3について同じ。）に提出するものとする。
- 2 市町村長が事業実施主体となる場合は、市町村長は、別記様式第1号による農村環境計画地区概要表を作成し、都道府県が指定する期日までに、別記様式第3号による事業採択申請書と併せて都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第2号による事業採択申請書と併せて地方農政局長に提出するものとする。
- 3 地方農政局長は、事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第4号による採択通知書を交付するものとする。

第8 農村環境計画の活用

- 1 事業実施主体は、農村環境計画が円滑に実現されるよう務めなければならない。
- 2 事業実施主体は、農業農村整備事業の計画の策定に当たっては、農村環境計画に基づき、自然生態系や農村景観の保全に配慮するよう努めなければならない。

第9 推進指導

- 1 事業実施主体は、農村環境計画の策定に当たり、関係行政機関、関係団体等と密接な連携の下に検討を行うものとし、必要な推進体制を整備するものとする。
- 2 事業実施主体は、農村環境計画の策定に当たり、地域住民の意向に配慮するとともに、学識経験者等専門的知識を有する者から意見を聴取し、計画に反映させるものとする。

第 10 助成

農村環境計画策定事業に係る要綱 8 の経費とは、別記に掲げる費用とする。

第 11 その他

農村環境計画策定事業の実施に当たっては、都道府県知事は、農地中間管理機構
関連農地整備事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないよう配慮するも
のとする。

別 記

- 1 調査旅費
- 2 諸謝金
- 3 補償費
- 4 請負費
- 5 委託費

別記様式第 1 号

農村環境計画地区概要表

地区名		県 名		計画主体		整備計画 構 想		
所在地		調査費		千円				
調査目的								
地域の現況								
調査項目及び調査費	調査項目	数量	調 査 費				概要図	
			国費	県費	市町村費	計		

別表

農村環境計画策定調査項目

項 目	具 体 的 内 容 例
1 自然的環境調査	
(1) 気象	①気温、②降水量、③積雪等
(2) 地形・地質	①地形：地勢図や地形図による ②地質：地質図等による
(3) 水環境	①水資源状況、②河川・水路・湖沼等の分布状態
(4) 植物	①植物群落の種類と分布：現存植生図等による ②貴重な植物及び植物群落の分布状況
(5) 動物	①野生動物・希少動物の生息状況
(6) 景観	①地形上、土地利用上の特徴、②代表的な景観写真
2 社会的環境調査	
(1) 地域指定	①国際的な措置(ラムサール条約等) ②国立公園等国の指定地域 ③県立公園等都道府県の指定地域
(2) 地域指標	①位置及び地勢、②人口と世帯数、③産業構造 ④農業の現状及び動向等
(3) 観光リクリエーション	①主要な観光リクリエーション資源・施設の位置及び機能
(4) 土地利用	①土地利用の現況：土地利用図等による
(5) 関連計画	①環境に関する上位計画、関連プロジェクト等の内容及び進行状況
(6) 歴史・文化	①地域の歴史・文化、②文化財・史跡の位置及び概要

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農村環境計画策定事業 採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）の別紙 3 第 7 の 1 の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表（別記様式第 1 号のとおり）

〔 2. 事業採択申請書（別記様式第 3 号のとおり） 〕

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

注 1：〔 〕は、農村環境計画を市町村長が策定する場合に添付する。

別記様式第 3 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長名

農村環境計画策定 採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）の別紙 3 第 7 の 2 の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

番 号
年 月 日

農村環境計画策定事業 採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり農村環境計画策定実施地区として採択したので通知する。

記

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	